



NISSAY  
ASSET MANAGEMENT

# ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド (資産成長型)

愛称：エマージング・セレクト（成長）

追加型投信／海外／株式

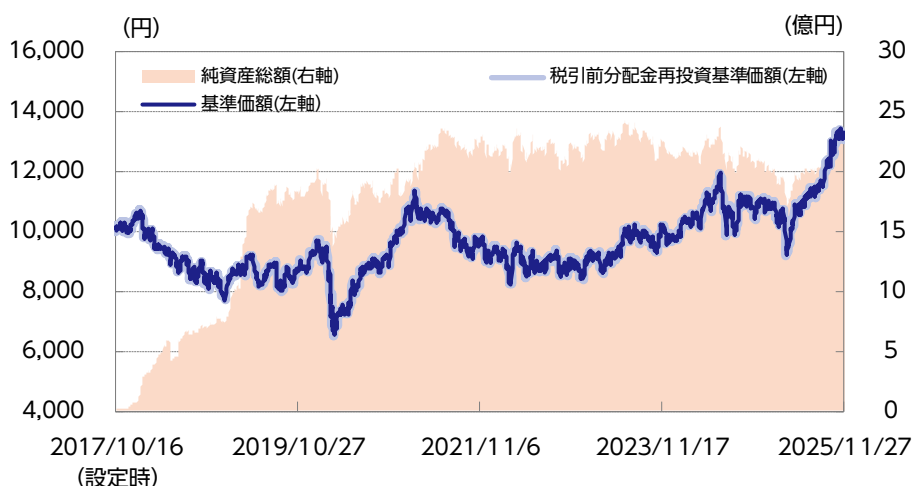


マンスリーレポート  
2025 年 11 月 末 現 在



## 運用実績

### 基準価額・純資産の推移



### 基準価額および純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 13,257円 |
| 前月末比  | - 17円   |
| 純資産総額 | 22億円    |

### 分配の推移（1万口当り、税引前）

|         |          |    |
|---------|----------|----|
| 第2期     | 2019年04月 | 0円 |
| 第3期     | 2020年04月 | 0円 |
| 第4期     | 2021年04月 | 0円 |
| 第5期     | 2022年04月 | 0円 |
| 第6期     | 2023年04月 | 0円 |
| 第7期     | 2024年04月 | 0円 |
| 第8期     | 2025年04月 | 0円 |
| 直近1年間累計 |          | 0円 |
| 設定来累計額  |          | 0円 |

### 基準価額の騰落率（税引前分配金再投資）

|      | 1ヵ月   | 3ヵ月   | 6ヵ月   | 1年    | 3年    | 設定来   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ファンド | -0.1% | 14.4% | 22.9% | 27.3% | 48.9% | 32.6% |

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は実質的な信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。

※ファンド騰落率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

### 組入比率

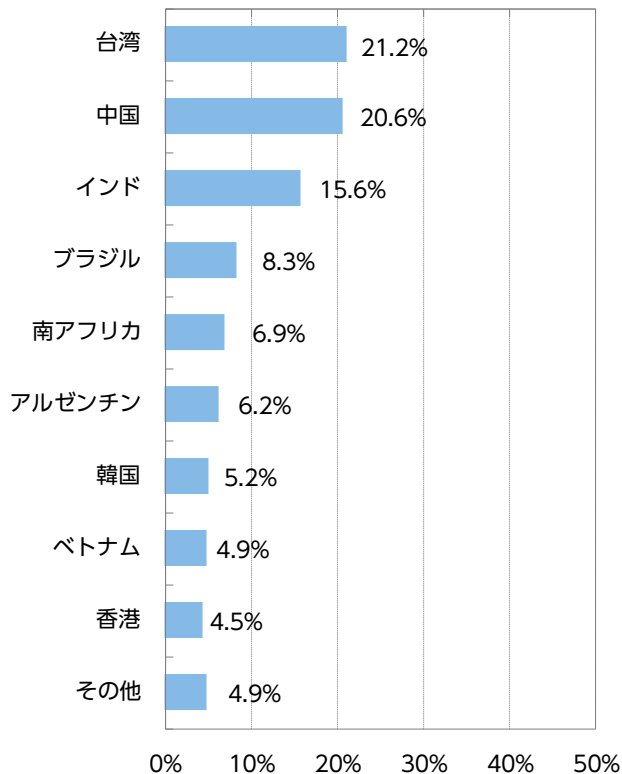
|                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド<br>(適格機関投資家限定) | 99.8% |
| ニッセイマネーマーケットマザーファンド                    | 0.0%  |
| 短期金融資産等                                | 0.2%  |

※対純資産総額比

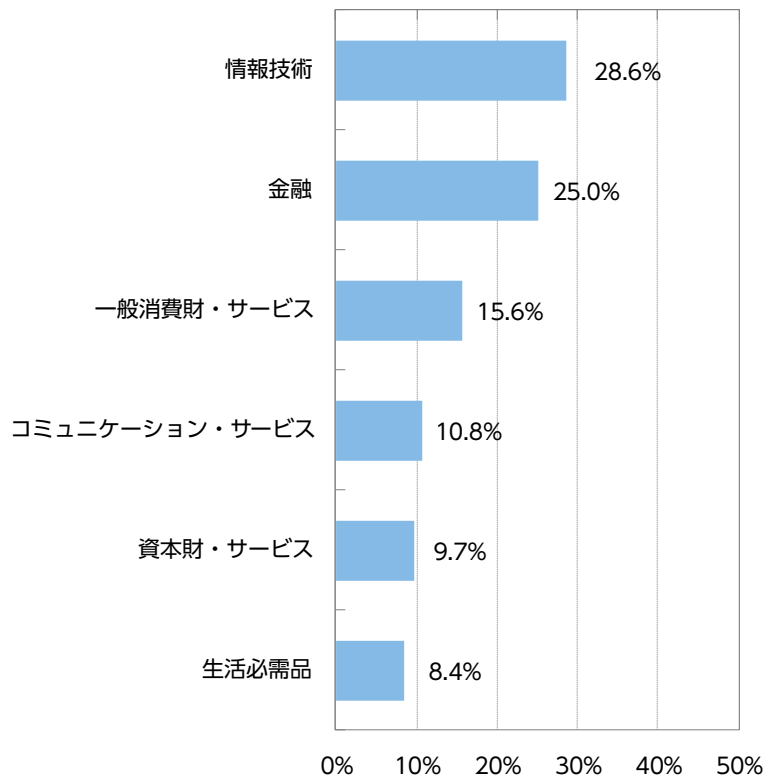
## 投資対象ファンドの状況

※投資対象ファンドの状況は、当ファンドが主に投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド（適格機関投資家限定）」のマザーファンドの状況を表示しており、以下の表およびグラフ中の数値は、同ファンドの運用会社である、コムジェスト・アセットマネジメント株式会社の資料（現地月末前営業日基準）に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

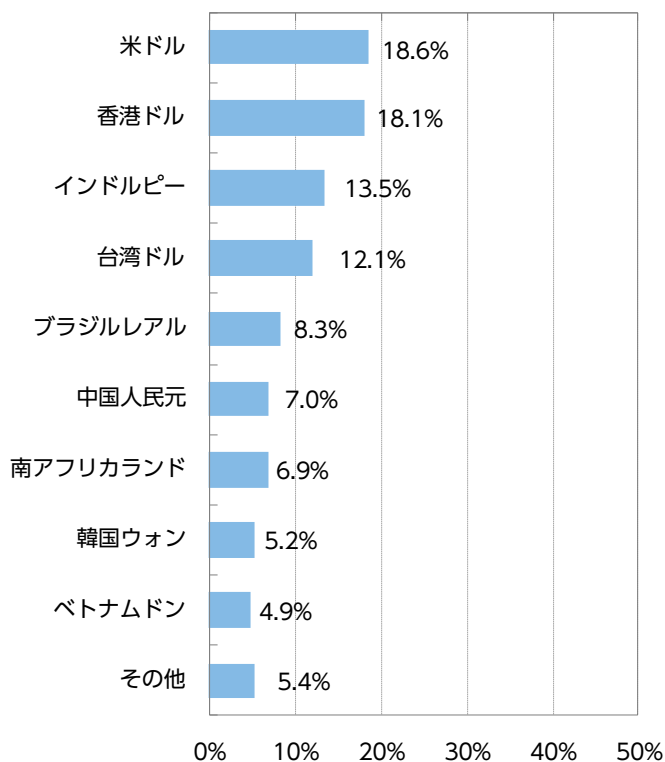
国・地域別組入比率



業種別組入比率



通貨別組入比率



※国・地域はコムジェスト・アセットマネジメント株式会社の分類によるものです。（基本的にM S C I 分類に基づいています。）以下同じです。

※業種はG I C S 分類（セクター）によるものです。なお、G I C S に関する知的財産所有権はS & PおよびM S C I I n c.に帰属します。以下同じです。

※比率はすべて対純資産総額比です。

組入上位10銘柄

(銘柄数：34)

|    | 銘柄                   | 国・地域                 | 比率   | 銘柄解説                                                                                                                                                                                                              |
|----|----------------------|----------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                      | 業種                   |      |                                                                                                                                                                                                                   |
| 1  | 台湾セミコンダクター（TSMC）     | 台湾<br>情報技術           | 9.1% | 世界最大の半導体受託製造メーカー。世界シェア約7割を有し、事実上、他の追従を許さない体制を築いている。潤沢なフリーキャッシュフローを活用し、毎年1兆円規模の大型設備投資を継続的に行うことで蓄積された、競合を寄せ付けない圧倒的な技術力により、高い参入障壁を堅持している。                                                                            |
| 2  | テンセント・ホールディングス（騰訊控股） | 中国<br>コミュニケーション・サービス | 7.9% | SNS「微信（WeChat）」やモバイルゲーム等を提供する中国の総合インターネットサービス企業大手。モバイル分野で圧倒的なシェアを誇る。「微信」で築いた顧客基盤（月間ユーザー10億人以上）とブランド力を背景に、決済サービスやゲーム、クラウドサービスを展開。また、中国の電気自動車メーカー蔚来汽車（NIO）等、国内外の多岐にわたる新興企業等に積極的に投資。                                 |
| 3  | デルタ電子                | 台湾<br>情報技術           | 7.5% | 1971年設立。エネルギー効率の高い電源製品の世界的企業。台湾と中国を中心に北米、南米、欧州等に関係、製造拠点を有する。同社のサービスは、自動車業界の電気自動車（EV）化やセントリック電源システム等世界的な電源システムの構造変革のけん引役となっている。                                                                                    |
| 4  | メルカドリブレ              | アルゼンチン<br>一般消費財・サービス | 5.5% | 南米最大のEコマース企業。18カ国で事業を展開。主な事業は、「MercadoLibre」のマーケットプレイス（電子取引市場）、電子決済の「MercadoPago」。物流およびフィンテックへの投資を積極的に実施。デジタル化・キャッシュレス化の恩恵を享受できると予想する他、利益率の改善にも期待。                                                                |
| 5  | SKハイニックス             | 韓国<br>情報技術           | 5.2% | 韓国・利川市拠点の半導体メモリメーカー。サーバーやネットワーク、モバイル、PC（デスクトップやラップトップなど）、スマートデバイス、コネクテッドデバイス、自動車向け半導体製品（「DRAM」、「NAND Flash」など）の開発・製造・販売を手がける。HBM（高帯域幅メモリ）やサーバー向けDRAMにおける技術的優位性を活かし、さらに経営陣がより合理的な資本配分の意思決定を行うことから構造的に高いリターンが期待できる。 |
| 6  | ディスカバリー              | 南アフリカ<br>金融          | 3.6% | 1992年設立。主にアフリカ地域で生命保険、金融サービスを提供。業界として革新的な保険商品である健康増進型保険「バイタリティ」を開発、欧米、アジアの大手保険会社と販売契約を締結し、展開。日本では住友生命、中国ではピンアン・インシュアランス(中国平安保険)等と提携。                                                                              |
| 7  | キャピテックバンク            | 南アフリカ<br>金融          | 3.3% | 南アフリカの民間銀行大手。事業セグメントはリテール銀行部門、ビジネス銀行部門、保険部門に分かれ、主に決済サービスや融資、与信枠、クレジットカードといったローン商品を取り扱う。低コストとシンプルさ、高利率の貯蓄口座などにより高所得者層だけでなく幅広い顧客層をカバーしている。                                                                          |
| 8  | シュリラム・ファイナンス         | インド<br>金融            | 3.2% | 1979年設立。インド・ムンバイに本社を構える金融サービス会社。主に商用車ローン、消費者向けローン、株式仲介業、チットファンド（共同積立制度）、および生命保険・損害保険商品や投資信託の販売など、各種金融商品サービスを手がける。                                                                                                 |
| 9  | バジャジ・ファイナンス          | インド<br>金融            | 3.2% | 1987年設立のインドの非銀行金融会社。消費者金融、中小企業（SME）向け金融や商業顧客向け貸し付け、投資サービスを提供。長期的な視点を持った安定した経営陣を有している点、強固な事業基盤、ブランド力、そして優れた与信管理能力等を評価。人工知能（AI）およびデジタル戦略にも注力し、「Fin-AIカンパニー」を目指して収益機会の拡大とコスト最適化の両立を狙う。                               |
| 10 | ロカリザ・レンタカー           | ブラジル<br>資本財・サービス     | 3.1% | ブラジルのレンタカー最大手かつ中古車販売大手。ブラジル最大の新車購入企業であることから、自動車メーカーより高い割引率で新車を購入することが可能。また、レンタカーとして使用後、中古車として販売している。                                                                                                              |

※ 「当月の市況動向」、「ファンドの状況」および「今後の見通しと運用方針」については、コムジェスト・アセットマネジメント株式会社の資料（現地月末前営業日基準）に基づき、ニッセイアセットマネジメントが合理的と判断した上で作成しています。

## 当月の市況動向

当月の世界株式市場は、人工知能（A I）投資の過熱感と米利下げ観測を巡る見方で揺れ動き、ほぼ横ばいとなりました。

前半は、米労働市場の減速への懸念やA Iへの過剰投資に対する警戒感がくすぶる中で、米政府機関の一部閉鎖の解除や、主要テクノロジー企業などの良好な業績発表などが下支えとなり、一進一退でもみ合う展開となりました。

後半は、複数の米連邦準備制度理事会（F R B）高官が12月の利下げに慎重な見方を示したことで米利下げ観測が後退、さらにA Iバブルへの懸念が強まり、一時下落する展開となりました。しかし、米連邦公開市場委員会（F O M C）内でも相対的に発言力が高いとされるニューヨーク連銀総裁が12月の利下げを示唆する発言を行い、再び米利下げ観測が高まったことや、A I技術をけん引する米半導体企業の良好な業績発表、米インターネット企業大手の最新生成A Iモデルの公開に対する好意的な評価などから、持ち直して月末を迎えました。

月間では新興国の株式は下落しました。国・地域別では、ブラジルや南アフリカが上昇した一方、サウジアラビアや韓国が下落しました。セクター別では、素材やエネルギーが上昇した一方、情報技術や一般消費財・サービスが下落しました。

為替は、高市政権の拡張的な財政政策への警戒から、円は米ドルなど主要通貨に対して円安となりました。

## ファンドの状況

インドの金融サービス会社であるシュリラム・ファイナンスは、7-9月期の業績が好調だったこと等により株価が上昇しました。一方、台湾の電源装置メーカーであるデルタ電子は、年初来大幅に上昇していた情報技術セクターの調整等により株価が下落しました。

業種別では、情報技術、金融の順に組入比率の高い運用となっています。

国・地域別では、台湾、中国の順に組入比率が高くなっています。

当月末の基準価額は、保有銘柄の価格が下落したこと等により、前月末比-17円となりました。

## 今後の見通しと運用方針

コムジェストの運用は100%ボトムアップアプローチ（個別企業の調査・分析から企業の将来性を判断し、投資判断を下す運用手法）であり、「市場見通し」につきましては発表していません。ただし、現状の新興国株式市場のバリュエーション（企業の利益・資産など、本来の企業価値と比較して、相対的な株価の割高・割安を判断する指標）は先進国と比較して割安だと捉えており、またクオリティーの高い銘柄に割安な水準で投資できるチャンスだと考えています。どのような市場環境においても、長期的に高い利益成長ができるクオリティー・グロース企業（質の高い成長企業）に選別投資していくというコムジェストの投資方針に変更はありません。

## 運用体制

原則作成基準日時点で入手しうる情報に基づきます。

2025年9月30日時点

|       |         |
|-------|---------|
| 運用責任者 | 笹岡 洋委智※ |
| 経験年数  | 30年     |
| 運用担当部 | 外部運用部   |

※当ファンドの実質的な運用は、コムジェストが行います。

## ファンドの特色

- ①主に新興国の株式に投資します。
- ②相対的に高い利益成長が持続すると見込まれる銘柄を、成長企業への長期投資で定評のあるコムジェストが厳選します。
- ③年1回決算を行います。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

### 基準価額の変動要因

- ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

### 主な変動要因

|          |                                                                                                                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式投資リスク  | 株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。                                                                                |
| 為替変動リスク  | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。                                                                            |
| カントリーリスク | 外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。 |
| 流動性リスク   | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                                                                          |

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 新興国の株式投資に関しては、以下の事項にご留意ください。  
金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生※による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、ファンドの購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。  
※金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。
- ストックコネクト※を通じた取引に関しては、以下の事項にご留意ください。  
ファンドは中国A株への投資に際し、ストックコネクト（上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度）を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急変あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。また、ストックコネクトでは、投資者が不利を被る大きな制度変更が行われる可能性があります。  
※ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国A株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中国A株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。  
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

### お申込みメモ

|        |        |                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入単位   | 販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                                             |
|        | 購入価額   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                      |
| 換金時    | 換金価額   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                      |
|        | 換金代金   | 換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                          |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                             |
|        | 申込不可日  | 申込日または申込日の翌営業日がユーロネクスト・パリ、ルクセンブルクの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。<br>海外休日カレンダー： <a href="https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg29">https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg29</a> |
| 決算・分配  | 決算日    | 4月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                      |
|        | 収益分配   | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。                                                                                                                                                                                              |
| その他    | 信託期間   | 2027年10月15日まで（設定日：2017年10月16日）                                                                                                                                                                                              |
|        | 繰上償還   | ・投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。<br>・受益権の口数が50億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。                                                                  |
|        | 課税関係   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、NISAの対象ではありません。                                                                                                 |

❗ ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（資産成長型） マンスリーレポート

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
|---------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------|--------------------------------|---------------|------------|-------|-------|----------------|-------------------|-------|-------|------------|-------|-------|
| 購入時                 | 購入時手数料              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3%（税抜3.0%）を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。<br>※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
| 換金時                 | 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
| 毎 日                 | 運用管理費用<br>(信 託 報 酬) | <p>ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。信託報酬率は以下の通りファンドの純資産総額に応じて定まり、その上限料率は年率1.144%（税抜1.04%）となります。</p> <p>また、ファンドが投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド（適格機関投資家限定）」（以下「エマージングマーケット・ファンド」ということがあります）では、以下の通りエマージングマーケット・ファンドの純資産総額に応じて信託報酬率が定まり、運用管理費用（信託報酬）がかかります（ニッセイマネーマーケットマザーファンドには、運用管理費用（信託報酬）はかかりません）。</p> <p>投資対象とするエマージングマーケット・ファンドの運用管理費用（信託報酬）を含めたファンドの実質的な運用管理費用（信託報酬）※1は、ファンドの純資産総額に<b>最大で年率2.024%（税抜1.84%）程度</b>をかけた額となります。</p> <p>※1 ファンドの信託報酬率は、純資産総額に応じて変動します。また、ファンドが投資するエマージングマーケット・ファンドの信託報酬率は、エマージングマーケット・ファンドの純資産総額に応じて変動するため、投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。</p> <p>信託報酬率およびファンドの信託報酬率の配分（年率・税抜）</p> <table><tr><th>純資産総額※2</th><th>ファンドの<br/>信託報酬率</th><th>エマージング<br/>マーケット・ファンド<br/>の信託報酬率</th><th>実質的な<br/>信託報酬率</th></tr><tr><td>200億円超 の部分</td><td>1.04%</td><td>0.80%</td><td rowspan="3">最大で<br/>1.84%程度</td></tr><tr><td>100億円超 200億円以下の部分</td><td>0.99%</td><td>0.85%</td></tr><tr><td>100億円以下の部分</td><td>0.94%</td><td>0.90%</td></tr></table> <p>※2 ファンドの信託報酬率は、純資産総額に応じて定まります。また、ファンドが投資するエマージングマーケット・ファンドの信託報酬率は、エマージングマーケット・ファンドの純資産総額に応じて定まります。</p> | 純資産総額※2                        | ファンドの<br>信託報酬率 | エマージング<br>マーケット・ファンド<br>の信託報酬率 | 実質的な<br>信託報酬率 | 200億円超 の部分 | 1.04% | 0.80% | 最大で<br>1.84%程度 | 100億円超 200億円以下の部分 | 0.99% | 0.85% | 100億円以下の部分 | 0.94% | 0.90% |
|                     | 純資産総額※2             | ファンドの<br>信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | エマージング<br>マーケット・ファンド<br>の信託報酬率 | 実質的な<br>信託報酬率  |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
| 200億円超 の部分          | 1.04%               | 0.80%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 最大で<br>1.84%程度                 |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
| 100億円超 200億円以下の部分   | 0.99%               | 0.85%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
| 100億円以下の部分          | 0.94%               | 0.90%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
|                     | 監 査 費 用             | ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |
| 随 時                 | その他の費用・<br>手数料      | 組入有効証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                |                |                                |               |            |       |       |                |                   |       |       |            |       |       |

⚠ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。  
⚠ 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

|                                                                                         |                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社【ファンドの運用の指図を行います】                                                                   | ファンドに関するお問合せ先                                                                                                                                |
| ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号<br>加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 | ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>コールセンター 0120-762-506<br>9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）<br>ホームページ <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> |
| 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】                                                              |                                                                                                                                              |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                           |                                                                                                                                              |

## ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ⑧当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ⑨当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

## 取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

| 取 扱 販 売 会 社 名                     | 金融商品<br>取引業者 | 登録金融<br>機関 | 登 録 番 号          | 日本証券業<br>協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融<br>商品取引業<br>協会 |
|-----------------------------------|--------------|------------|------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| アーク証券株式会社                         | ○            |            | 関東財務局長(金商)第1号    | ○           |                         |                         |                                |
| アイザワ証券株式会社                        | ○            |            | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○           | ○                       |                         | ○                              |
| あかつき証券株式会社                        | ○            |            | 関東財務局長(金商)第67号   | ○           | ○                       | ○                       |                                |
| 株式会社SBI証券                         | ○            |            | 関東財務局長(金商)第44号   | ○           |                         | ○                       | ○                              |
| 岡三証券株式会社(※1)                      | ○            |            | 関東財務局長(金商)第53号   | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| 静岡東海証券株式会社                        | ○            |            | 東海財務局長(金商)第8号    | ○           |                         |                         |                                |
| 東海東京証券株式会社(※2)                    | ○            |            | 東海財務局長(金商)第140号  | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| 野村證券株式会社                          | ○            |            | 関東財務局長(金商)第142号  | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| PWM日本証券株式会社                       | ○            |            | 関東財務局長(金商)第50号   | ○           |                         |                         | ○                              |
| 松井証券株式会社                          | ○            |            | 関東財務局長(金商)第164号  | ○           |                         | ○                       |                                |
| 楽天証券株式会社                          | ○            |            | 関東財務局長(金商)第195号  | ○           | ○                       | ○                       | ○                              |
| 株式会社岩手銀行                          |              | ○          | 東北財務局長(登金)第3号    | ○           |                         |                         |                                |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券） |              | ○          | 関東財務局長(登金)第10号   | ○           |                         | ○                       |                                |
| 株式会社香川銀行                          |              | ○          | 四国財務局長(登金)第7号    | ○           |                         |                         |                                |

(※1)インターネットのみのお取扱いとなります。

(※2)一般社団法人日本STO協会にも加入しております。